		多様入力コントローラ（４方向スイッチボード）交換	30,000	
		多様入力コントローラ（８方向スイッチボックス）交換	50,000	
		多様入力コントローラ（８方向スイッチボード）交換	50,000	
		多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	40,000	
		多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	88,000	
		多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	40,000	
		簡易１入力一式交換	90,000	
		延長式スイッチ交換	1,000	
		レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	3,350	購入後に後付けする場合は、1,650円増しとすること。
		レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	3,860	購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。
		感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
		ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
		車載時固定用フック交換	3,000	１ヶ所当たりとすること。
		日よけ（雨よけ）部品交換	6,000	
		テーブル交換	10,900	
		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
		手動リクライニング装置交換	35,000	
		痰吸引器搭載台交換	25,000	
歩行器		キャスター（大）交換	7,400	
		キャスター（小）交換	3,700	
		腰掛交換	4,850	
		肘当交換	7,200	
		ブレーキ交換	14,200	
		グリップ交換	1,850	
		塗装	8,500	１回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
歩行補助つえ		脇当交換	1,450	
		凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
重度障害者用意思伝達装置		本体修理	50,000	
		固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	
		入力装置固定具交換	30,000	
		呼び鈴交換	20,000	
		呼び鈴分岐装置交換	20,000	
		接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
		帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
		筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
		光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
		呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
		圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
		遠隔制御装置交換	21,000	

(注)

1　価格は、原則として１枚（個）当たりとすること。

2　矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。

3　部品交換の価格は、１回当たりとすること。

○厚生労働省告示第百二十五号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ⑵の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

北海道の項を次のように改める。

北海道	函館市（旧亀田郡戸井町、旧同郡恵山町、旧同郡椴法華村及び旧茅部郡南茅部町の区域に限る。）　釧路市　北見市（旧常呂郡端野町、旧同郡留辺蘂町及び旧同郡常呂町の区域に限る。）　夕張市　岩見沢市（旧空知郡栗沢町の区域に限る。）　留萌市　芦別市　赤平市　紋別市　士別市　名寄市（旧上川郡風連町の区域に限る。）　三笠市　歌志内市　深川市　伊達市（旧有珠郡大滝村の区域に限る。）　石狩市（旧厚田郡厚田村及び旧浜益郡浜益村の区域に限る。）　松前郡松前町　同郡福島町　上磯郡知内町　同郡木古内町　檜山郡江差町　同郡上ノ国町　同郡厚沢部町　爾志郡乙部町　二海郡八雲町　久遠郡せたな町　奥尻郡奥尻町　瀬棚郡今金町　島牧	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで